

雲仙市総合計画等審議会委員 募集要項

1. 雲仙市総合計画等審議会とは

雲仙市総合計画等審議会は、市の総合計画等に関し必要な事項を調査・審議するために設置された審議会であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づいた「雲仙市総合計画等審議会条例」によって設置された市の附属機関です。

2. 総合計画等審議会の構成

専門知識を有する学識経験者や市内の公共的団体の役員又は職員等の他に、幅広い見地から審議を行う目的で、一般市民を対象に公募します。

3. 審議会委員の役割

年3回程度開催予定の審議会において、第2次雲仙市総合計画に基づく本市の取組状況等の検証・協議を行っていただきます。

また、第2次雲仙市総合計画が令和8年度をもって計画期間が終了することを受けて、計画期間を令和9年度から10年間とする第3次雲仙市総合計画を策定するため、その内容の審議等を行っていただきます。

4. 委員報酬

1回の出席につき 7,000円

5. 任期

2年(委嘱は令和7年10月を予定)

6. 募集人員

2名程度

7. 応募資格

応募資格は、満18歳以上の方で、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 雲仙市に在住若しくは市内で勤務または活動している人
- (2) 本市の職員、市議会議員ではない人
- (3) 平日の昼間の会議に出席可能な人

8. 応募方法

①書類による応募

雲仙市総務部政策企画課または各総合支所地域振興課に備え付けの「総合計画等審議会委員 応募用紙」に必要事項を記入のうえ、持参していただくか、郵便、FAX または電子メールにて提出してください。なお、提出された書類については結果によらず、お返しできませんので、ご了承ください。

※応募用紙は、雲仙市ホームページからのダウンロードも可能です。

(右記、QRコードから確認できます。)

②インターネットによる応募

雲仙市ホームページからの応募ください。

(右記、QRコードから確認できます。)



9. 応募締切

令和7年8月15日(金)まで ※当日消印有効

10. 選考方法

提出いただいた書類により審査し、決定します。

選考結果については、応募者全員に連絡いたします。

11. 提出先

雲仙市役所 総務部 政策企画課、各総合支所

12. お問い合わせ先

雲仙市役所 総務部 政策企画課 政策企画班 担当：黒田

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714 番地

T E L : 0957-47-7709 F A X : 0957-38-3514 E-mail : kikaku@city.unzen.lg.jp